

○厚生労働省告示第三十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表四十一の項中「T〇六〇一―二―四〇」を「T〇六〇一―一」に改め、同表に次のように加える。

八百二十七	1 MR組合せ型ポジトロンCT装置	T〇六〇一―一 Z四九五―	患者に投与したポジトロン放射性医薬品の体内における分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出したポジトロンCT画像情報及び当該患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理した磁気共鳴再構成画像並びにこれらの画像を重ね合わせた画像及び補正等によりこれらの画像を重ね合わせた画像を
-------	-------------------	------------------	--

診療のために提供すること。